

関係各位

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員への〔慰労金〕について

- 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員への〔慰労金〕について、申請の受付を7月から行っていますが、申請期限は12月末までとなっております。

まだ申請を行っていない事業所・施設等は、申請を行っていただきますようお願いいたします。なお、既に申請された事業所・施設に対してもお知らせしております。

1 介護サービス事業所・施設等職員への慰労金について

	給付対象	給付金額
利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員	①訪問系サービス：実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 ②その他の事業所・施設等：実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に事業所・施設等に勤務した職員	1人20万円
上記以外の事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員		1人5万円

※ 令和2年2月11日から令和2年6月30日までに、介護サービス事業所・施設等で10日以上勤務した方が対象です。

※ 給付対象、申請書の様式等の詳細については、下記茨城県ホームページをご覧ください。

2 申請先・申請方法

- 申請先 茨城県国民健康保険団体連合会

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設入居者生活介護の指定をうけていないものに限る）等は、直接茨城県（長寿福祉推進課宛）に申請してください。

- 申請方法

① 茨城県国民健康保険団体連合会に申請する場合

- 原則として、介護サービス事業所・施設等は、茨城県国民健康保険団体連合会の電子申請受付システムにより、申請を行うこととなります。電子媒体等の郵送により申請を行うこともできます。

② 茨城県（長寿福祉推進課）に申請する場合（養護老人ホーム等）

電子メールにより申請を行うこととなります。

- 茨城県ホームページ

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 > 介護保険に関する新着情報 > 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/houkatsusienjigyo.html>

〔お問い合わせ先〕 慰労金等コールセンター 電話：029-301-2674